

Client Alert

February 2016

TPP と ISDS 条項について－国際投資仲裁の可能性－

本年 2 月 4 日、環太平洋パートナーシップ (TPP, Trans-Pacific Partnership) 協定が交渉参加国代表により署名された。今後、TPP 協定の発効に向け、参加国各国の国内手続きが本格化する見通しである。既に TPP 協定は、各国政府から公表されており、日本政府も TPP 協定を公表している。¹

TPP 協定の内容は多岐に渡り、それぞれ高い関心を持たれているが、本稿においては、このうち第 9 章の投資章に定められる投資家と国との間の紛争解決 (ISDS, Investor-State Dispute Settlement) 手続について概説する。

1. ISDS 手続とは

TPP 協定投資章において、外国投資家による、締約国内に投資財産設立の段階及び設立後の内国民待遇及び最恵国待遇、投資財産に対する公正衡平待遇並びに十分な保護及び保障、特定措置の履行要求 (現地調達、技術移転等) の原則禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等が規定されている。これら各概念の詳細な説明についてはここでは触れないが、概略、締約国は、外国投資家が自国へ投資をする際に、正当な理由なく不公正又は不平等な取扱いをすることが禁止される。

ISDS 手続は、かかる TPP 協定上の保護を担保する手段である。外国投資家は、投資先国において、投資受入国の政府や公的機関の不公正又は不平等な取扱い等の違反により、損害を被った場合、ISDS 手続を利用して、投資受入国に対し、損害賠償等を求めることが可能となる。

ISDS 手続としては、調停なども含まれるが、一般的には、世界銀行グループ傘下の投資紛争解決国際センター (ICSID, International Centre for Settlement of Investment Disputes) などの第三者機関が関与する仲裁手続が想定される。

2. ISDS 手続の現状

これまで、ISDS 手続は、二国間協定である投資協定や経済連携協定 (EPA) 中の投資章に定められてきたが、これら二国間協定の世界的な広がりにつれ、ISDS 手続きの利用も拡大している。投資関連協定に基づく国際仲裁は、公開されている限りでも、2014 年末までの累計で 600 件を超え、この数年は年間 50 件前後の利用数で推移している。²

¹ http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

² UNCTAD, Investor-State Dispute Settlement Review of Developments in 2014 [IIA Issue Note, No. 2, 2015]

他方、日本の場合、投資協定の締結に向けた取り組みが他国に比べ遅れたこともあり、これまで、日本企業が関与した ISDS 手続きはごく少数に留まる。³ 日本企業が関与する投資案件に関して、ISDS 手続きの利用が検討される事案が複数報道されるなど、今後は、日本企業による ISDS 手続の利用可能性は広がっていくと考えられる。

3. TPP 協定の意義

TPP 協定に ISDS 手続が規定されることにより、これまで日本との間で EPA が未締結であった米国、カナダ、ニュージーランドとの間で ISDS 手続を利用することが可能になる。また、日本は、豪州との間で EPA を締結しているものの、現状では、日豪 EPA においては ISDS 手続の利用ができなかったが、TPP 協定の締結により、豪州との間においても ISDS 手続が利用できるようになる。日本は、他の TPP 参加国との間においては、既に ISDS 手続が利用できる EPA が発効済みであるものの、新たに ISDS が利用できるようになったこれら 4 か国が、日本の対外直接投資残高の約 40%⁴を占めることからすれば、TPP 協定締結により、日本企業による ISDS 手続の潜在的な利用可能性は広がる。

加えて、既に締結済みの一部の EPA において ISDS 手続の利用が制限されていた事項⁵についても、TPP 協定の締結により、ISDS 手続が利用できるようになる。

ISDS 手続は、TPP 協定参加国へ進出する日本企業にとっては、その投資に対する保護を担保する手段として把握される。

4. 従来の ISDS 手続きとの相違点

これまでの日本政府が締結していた投資関連協定においては、特定措置の履行要求の禁止は含まれていなかったが、TPP 協定により、ローカルコンテンツ要求や技術移転要求などを投資受入国が求めることが原則として禁止されることになる。非資源国かつ技術輸出国である日本にとっては、投資家の保護の範囲が拡大することになり、特定措置の履行要求の禁止のメリットは大きい。

また、TPP は、投資家保護を充実するとともに、濫訴防止の措置も設けており、ISDS 条項に懸念をもつ当事国にも配慮している。ISDS 手続の濫用的な利用を防ぐことを目的に、管轄権に対する異議を含む被申立国の異議等による先決問題に対する決定を先行して行うこと、申立期間の制限、及び判断内容等の原則公開の義務付けなどが規定される。

5. 想定される ISDS 手続の利用ケース

米国タバコ会社のフィリップモリス社は、豪州政府のタバコ包装規制⁶に対し、香港法人の子会社を通じて、豪州香港投資協定に基づく投資協定仲裁を申し

³ 野村証券の子会社であるオランダ法人が、オランダ＝チェコ投資協定を利用して、チェコ政府に対して申し立てた事件（サルカ事件）が、日本企業が投資仲裁を利用し、仲裁判断までに至った唯一の事例。また、2015年6月、日揮がスペイン政府に対し、ICSIDに投資協定仲裁を申し立てた。

⁴ 2014年末（JETRO 直接投資統計）

⁵ 例えば日マレーシア EPA において、内国民待遇違反や特定措置履行要求違反、日シンガポール EPA において、最恵国待遇違反は、ISDS 手続の対象外とされる。

⁶ Tobacco Plain Packaging Act 2011（タバコの箱に健康被害を警告する画像などを義務づけるもの）

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



エドウィン・ワトレー
パートナー

03 6271 9458

edwin.whatley@bakermckenzie.com



板橋 加奈
パートナー

03 6271 9464

kana.itabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセラー

03 6271 9741

junko.suetomi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
アソシエイト

03 6271 9694

ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー 法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

<http://www.bakermckenzie.co.jp>

立てた。同事件自体は、2015年12月に、管轄権がないとして却下されるに至った。⁷これに関して、TPP協定上は、たばこ規制措置に対する訴えについて、ISDS 手続を利用することを否認できる規定が置かれた(第29.5条)。そのため、たばこ規制に関して直接的にTPP協定上のISDS手続を利用することは困難とみられている。今回日本との間でISDS手続の利用が可能となった米国、カナダ、豪州及びニュージーランドはいずれもいわゆる先進国であり、これら先進国においては、たばこ規制に限らず、環境保護や健康被害防止を目的とする法規制が多く存在する。これらの規制が、実質的に外国企業による投資の実行及び回収を阻む効果を生じさせる事態は容易に想像され、企業が投資受入国において過剰と考える法規制に対して、ISDS手続を利用すること、またはISDS手続が存在することを梃子にして、相手国政府と交渉をすることで規制緩和を目指すことについては、他の投資紛争や通商紛争と同様に今後重要な課題となりうる。

他方、日本政府が外国投資家から投資仲裁を提起される可能性も否定はできない。2013年、大阪府の泉北高速鉄道を運営する第3セクターの売却に当たって、米国投資ファンドが優先交渉権を得たが、府議会の否決を受け、売却が出来なかった事例があった。外資系であることのみを理由とする不利益な取り扱い、TPP協定で保障される「内国民待遇」に違反する可能性があり、ISDS手続の対象となる可能性は否定できない。もともと、日本の場合は、国内での司法手続による解決が期待される分、日本政府を相手方とする投資仲裁手続の利用は、考えにくいという見方もある。⁸

本稿で解説したISDS条項において採用される国際投資仲裁の具体的な手続き、特にICSID仲裁の詳細については、以下の『国際投資仲裁ガイドブック』にて詳細に解説しておりますので、ご参照ください。



<http://www.biz-book.jp/books/detail/978-4-502-07550-6/>

以下の申込用紙により割引価格にて購入できます。

[申込用紙](#)

⁷ 豪州香港投資協定を利用することを目的にフィリップモリス社の豪州子会社を同社の香港子会社の完全子会社化したと判断された模様。

⁸ 2016年2月投資紛争解決国際センター(ICSID) メグ・キニア事務局長談話(日本経済新聞 2016年2月13日)。